



はっ た まさ とし
八 太 正 年

む かい は
無 会 派

一時避難所に係る市長の答弁について

問 平成24年11月9日に開催された全員協議会において、市長は一時避難所の建設を求める要望書が提出されていないという旨の答弁を行った。実際には3地区から要望書が提出されているにもかかわらず、このような重要事項が市長に伝わらない市役所の組織でよいのか。

公共施設や民間の津波避難ビルのない地域には津波避難タワーを建設するべきではないのか。

答 自治会からの要望書については、担当課が受け取り、副市長までは確認をしているが、市長への伝達という点がおろそかになってしまった。

津波に対する避難施設に関しては、日ごろ市民の皆様が使える施設で、なおかつ津波の避難に利用できるような施設をつくることで避難場所の確保をしていきたい。



●その他の質疑・質問●

○議案第116号 津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

○議案第119号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

○ポルタひさいの問題について

○本庁舎の駐車場について

○公共施設で一番危険な施設の久居庁舎及び久居市民会館の整備について



▲津波避難ビルなどに指定された施設がない河芸地域沿岸部



ふじ もと とも こ
藤 本 智 子

に ほんきょうさんとう つしぎ だん
日本共産党津市議団

学童保育所の新規開設は5名以上から対応

問 津市の学童保育所（放課後児童クラブ）の新規開設の基準は10名以上となっているが、県は5名以上での開設を認め、補助を出している。市においても、県の制度を適用し、5名での開設を認めよ。また、津市の学童保育は「公設民営」を基本としつつ、本会議等で合併後の新規開設は「民設で」との答弁がされていたが、開設時から「公設」としての対応を求める。

答 現在、小学校区に放課後児童クラブが設置されていない地域は、開設時の入所児童が10名に達しないことから、新規開設が進まない状況にあることも想定される。このことから、入所児童数5人から10人未満のクラブに対する三重県の運営費補助制度を活用して、新規開設と安定的な運営が可能となるよう、支援策を見直していきたい。

また、放課後児童クラブの設置は、津市放課後子どもプラン推進計画に基づいて公設民営を基本として推進しており、新規開設についても小学校の余裕教室等の公共施設を利用して当該クラブの迅速な開設ができるよう努めている。今後も、新規開設の相談を受けた際には、開設場所の確保を含め、開設から運営方法等の支援に努めていく。

●その他の質疑・質問●

○TPPに反対の意思表示を

○台風17号被害に関連して、安濃川流域に「避難勧告」が発令されなかったのはなぜか

○市民サービス低下を招いている「2500人体制」の見直しを

・全国平均を下回っている消防職員の増員、正規と臨時の比率が半々の保育士の大幅増員を

・育休の職員は定数とは別に
○総合支所の財源と権限 など



▲全国平均を大きく下回っている消防職員の増員を